

秋田県国土利用計画審議会 議事要旨

- 【日時】 平成22年2月5日(金) 午後2時から午後3時30分
- 【場所】 秋田地方総合庁舎 大会議室
- 【出席人数】 委員13名中10名出席
- 【議事内容】 秋田県土地利用基本計画の変更について
秋田県土地利用基本計画の変更について、資料に基づき要点を説明。

〔主な質疑、意見〕

森林地域の縮小は開発行為が完了した時点のものを審議するのか。

森林地域の縮小については変更要素があるため、完了後のものが審議案件となる。
森林地域の拡大案件について、新たに森林地域に編入することのメリットは何か。

造林する場合、各種林業の補助等を受ける事が出来る。
今回の議題ではないが、農用地区域内にある土地を別の目的に利用するためにはどのような手続きを取るのか。市町村長の判断ですぐに出来るものなのか。

市町村で定める農業振興地域整備計画を県の同意により変更して農用地から除外し、その後農地転用の許可となる。面積が4ha以上の場合は農林水産大臣の許可が必要になる。市町村長の判断ですぐに出来るものではない。

土地だけではなく医療や公共施設の配置等、住民の将来の生活について総合的に考え議論をする場は無いものか。

都市計画区域であれば都市計画審議会、また、マスタープラン策定時にも議論される内容である。

この審議会で今回の変更案に不相当との意思表示をした場合はどうなるか。

意見として承り、国や関係機関との調整を行うこととなる。

農地転用についてはこの審議会ですべて審議するものなのか。

この審議会での審議ではなく別の許可制度であり、別途手続きが取られている。
ペット霊園等の施設を建てる際、事前に地域住民への説明等は無いためか。審議事項ではないが教えて欲しい。

都市計画区域内と想定してお答えするが、このような場合は十分に住民の意見を聞くように指導している。各法律も関係することであるが、市町村の審査で問題なしと判断されたものである。

都市地域と農用地とが重複した際の調整指導方針では農用地の利用を優先させるとあるが、大仙市の大型ショッピングセンターの建設は希なケースとして理解してよろしいか。

先に農用地区域が変更されてからの建設で、農業地域内で建設したものである。
そのためここでの案件とはなっていない。原則として調整指導方針のとおり調整するようにしている。

質疑の後、変更(案)について「原案に異議がない」旨を知事に答申することを承認。